

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	タカノ株式会社	コード	7885
提出日	2026/6/5	異動（予定）日	2026/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において、新任社外取締役の選任を予定しているため、提出するものであります。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	長谷川洋二	社外取締役	○											○						
2	小松哲夫	社外取締役	○											△						
3	濱本真矢	社外取締役	○											△					新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏（同氏が代表を務める弁護士法人を含む）は、1991年より当社と法律顧問契約を締結しており、当社の顧問弁護士であります。当社は同氏に対して顧問料を継続的に支払っております。	弁護士資格を持つ同氏よりの、高度な法律面の知見に基づく、内部統制システムの構築・運用状況の監視および検証能力の発揮と様々な経営判断にあたっての高度な法律面からのアドバイスを期待して選任しているものであります。 なお、当社は同氏が代表を務める法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当社と委託契約を受けたものとして当社の利益の最大化のために法律面からの客観的な意見を述べております。また、当社が支払っている報酬額は、僅少であり、かつ、同事務所が受領する報酬総額に占める割合も僅少であることから、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものでなく、同氏の独立性は十分確保されているものと認識しております。 よって、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生ずるおそれはない者と判断し、独立役員に指定しております。
2	同氏は、2015年6月まで当社の主要取引金融機関である株式会社八十二銀行の常務取締役に就任しておりました。また、その後、2016年6月まで長野計器株式会社の社外取締役に就任し、2016年6月からは同社常務取締役に就任し現在に至っております。なお、2020年6月には同社常務取締役を退任する予定であります。 当社は主要取引金融機関である株式会社八十二銀行との間で様々な金融に係る取引があるほか、2026年3月31日現在で47百万円の借入残高があります。 長野計器株式会社と当社の間では取引関係等はございません。	金融機関および製造メーカーにおける経営に携わってきた経験に基づく、内部統制システムの構築・運用状況の監視および検証能力の発揮と様々な経営判断にあたっての金融リスク・信用リスク等に関するアドバイスを期待して選任しているものであります。 同氏は、金融機関における経営を行ってきた経験とノウハウを保有しており、それらの観点から当社の業務執行の妥当性を適切に監督することは可能であると判断しております。 当社は現時点主要取引金融機関である株式会社八十二銀行からの借入金は僅かであり、現預金から借入金を差し引いた場合、実質的に無借金の状態にあることから、当社と主要取引金融機関の間に特別な関係はなく、独立性を備えた社外取締役であると認識しております。 よって、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはない者と判断し、独立役員に指定しております。
3	同氏は、2015年3月まで株式会社みずほ銀行の執行役員、2019年5月まで興銀リース株式会社（現 みずほリース株式会社）の常務取締役に就任しておりました。また、その後、2026年3月までKHネオケム株式会社の取締役・常務執行役員を歴任されております。 当社は主要取引金融機関である株式会社みずほフィナンシャルグループ傘下の株式会社みずほ銀行との間で様々な金融に係る取引があるほか、2026年3月31日現在で20百万円の借入残高があります。	同氏は、金融機関や事業会社など、様々な大企業の経営において培われた経営者としての豊富な経験とコンプライアンスおよびコーポレートガバナンスにおける高い見識を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスを期待して選任（予定）しているものであります。 同氏は、金融機関や事業会社など、様々な大企業の経営を行ってきた経験とノウハウを保有しており、それらの観点から当社の業務執行の妥当性を適切に監督することは可能であると判断しております。 当社は現時点主要取引金融機関である株式会社みずほ銀行からの借入金は僅かであり、現預金から借入金を差し引いた場合、実質的に無借金の状態にあることから、当社と主要取引金融機関の間に特別な関係はなく、独立性を備えた社外取締役であると認識しております。 よって、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはない者と判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。